

◎農林省令第五十七号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第六十一号)及び行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する政令(昭和三十七年政令第三百九十一号)の施行に伴い、行政不服審査法等の施行に伴う関係農林省令の整理に関する省令を次のように定める。

昭和三十七年十月一日

農林大臣 重政 誠之

行政不服審査法等の施行に伴う関係
農林省令の整理に関する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第六条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「又は聴聞会」を削る。

第四条第一項中「又は申立人」を削り、同条第三項中、「申立人」を削り、同条第四項中「又は聴聞会」を削る。

第三十一条中「再検査」を「検査」に改める。

附 則

- 1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)の施行の日(昭和三十三年十月一日)から施行する。
- 2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。